

2024年1月29日

意欲ある職員が活躍できる環境を整備します ～定年年齢を60歳から65歳へ引き上げ～



京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、意欲ある職員がより一層活躍できる環境を整備するため、定年年齢を60歳から65歳へ引き上げることをお知らせいたします。

当金庫では、2023年4月に、職員が年齢にかかわらず、高いモチベーションをもって、安心して働くことができるよう、55歳到達時、および60歳定年再雇用時に役職や賃金の見直しを行う制度を廃止し、65歳まで55歳到達前の職位や賃金が継続される制度へと人事制度の改定を行いました。

少子高齢化や人口減少など事業環境が大きく変化するなか、若手からシニア世代まで一人ひとりの挑戦や成長を加速させるため、2024年10月から定年年齢を60歳から65歳へ引き上げいたします。

今後も、すべての世代の人財が、自分自身の「飛躍的な成長」にチャレンジし、その持てる力を最大限に発揮できる職場環境の整備に努め、地域で最も信頼される、なくてはならない金融機関を目指してまいります。

1. 改定内容

	改定後	改定前
定年年齢	・ <u>満65歳</u> に達するまで	・ 満60歳に達するまで

2. 実施日

2024年10月1日

< ご参考：年齢に関係なく職員が活躍できる環境整備に関する取組み >

実施時期	当金庫の取組み
2006年 4月	・ 65歳までの定年再雇用制度を導入 (対象：一定の基準を満たす職員)
2008年10月	・ 一定の基準を満たす職員を70歳まで雇用する非常勤嘱託職員制度導入
2013年 4月	・ 65歳までの定年再雇用制度の対象者を希望者全員に拡充
2023年 4月	・ 55歳以上の職員の人事制度を改定し、65歳まで55歳到達前の職位・賃金が継続される制度へ改定
2023年11月	・ 65歳以降の職員の勤務形態を拡充
2024年10月	・ 定年年齢を60歳から65歳に引き上げ

< ご参考：65歳以降の勤務形態 >

勤務形態	内 容
嘱託職員Ⅰ	・ 月給制でフルタイムの嘱託職員
嘱託職員Ⅱ	・ 時給制で勤務日数が週4日以上 of 嘱託職員
非常勤嘱託職員	・ 時給制で勤務日数が週3日の嘱託職員

以 上